

山 青 森 県 報

号外第十九号

平成十五年三月二十四日(月曜日)

目 次

青森県立三沢航空科学館条例	振興課	三
青い森セントラルパーク条例	(新幹線・交通政策課)	五
青森県と畜場法施行条例	(薬務衛生課)	八
青森県児童福祉法関係手数料徴収条例	(こどもみらい課)	九
青森県工業総合センター使用料及び手数料徴収条例	(新産業創造室)	一〇
青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例	(農林水産政策課)	三
青森県遊漁船業者登録申請手数料等徴収条例	(水産振興課)	二九
青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例	(河川砂防課)	三〇
青森県都市計画法施行条例	(建築住宅課)	三三
青森県部設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	三三
青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例	(同)	三四
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三五
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三七
職員給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四〇
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四四
青森県情報公開条例の一部を改正する条例	(総務学事課)	四四

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(文化・スポーツ振興課)	三
青森県鳥獣保護及狩猟二関スル法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	四
青森県立保健大学条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	四
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(健康医療課)	四
青森県食鳥処理事業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	(薬務衛生課)	四
青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四
青森県理容師法施行条例の一部を改正する条例	(同)	五
青森県美容師法施行条例の一部を改正する条例	(同)	五
青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(高齢福祉保険課)	五
青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五
青森県母子福祉センター条例の一部を改正する条例	(こどもみらい課)	五
青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	五
青森県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例	(同)	五
青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例	(同)	五
青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例	(同)	五

青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する 条例	(同)	… 六
青森県酪農振興センター条例の一部を改正する条例	(畜 産 課)	… 六
青森県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	… 六
青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例	(同)	… 六
青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条 例	(建築住宅課)	… 六
青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(同)	… 七
青森県水族館条例の一部を改正する条例	(公営企業局)	… 七
青森県営駐車場条例の一部を改正する条例	(同)	… 七
青森県立高等学校授業料、受講料、入学科及び入学者選抜 手数料徴収条例の一部を改正する条例	(県立学校課)	… 七
青森県総合学校教育センター条例の一部を改正する条例	(同)	… 七
青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	… 七
青森県営スケート場条例及び青森県武道館条例の一部を改 正する条例	(教育庁スポ ーツ健康課)	… 七
青森県立郷土館条例の一部を改正する条例	(教育庁文化 財保護課)	… 七
青森県母子休養ホーム条例を廃止する条例	(こだも みらい課)	… 七
青森県知的障害者入所費用徴収条例を廃止する条例	(障害福祉課)	… 七
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議会議務局)	… 七

青森県立三沢航空科学館条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第一号

青森県立三沢航空科学館条例

(設置)

第一条 本県にかかわりのある航空機及び航空の歴史を紹介し、並びに科学に関する知識を普及することによって青少年が科学に対する理解と関心を深めるようにするため、三沢市に青森県立三沢航空科学館（以下「航空科学館」という。）を設置する。

(業務)

第二条 航空科学館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 航空及び科学に関する実物、模型、図書、映像記録、体験用装置等（以下「航空科学資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 航空科学資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。
- 三 航空科学資料に関する調査研究に関すること。
- 四 科学の実験及び工作に関する助言及び指導に関すること。

五 航空及び科学に関する講習会、映写会その他の集会の開催に関すること。

六 航空及び科学に関する情報の収集及び提供に関すること。

七 その他青少年が科学に対する理解と関心を深めるようにするために必要な業務

(使用料)

第三条 航空科学館の施設を使用する者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 特別の展示会その他の期間を定めた催しを観覧するため航空科学館の施設を使用する者は、知事が別に使用料の額を定めた場合には、当該使用料を納入しなければならない。

(使用料の免除)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(管理の委託)

第五条 知事は、航空科学館の管理を財団法人青い森みらい創造財団に委託することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、航空科学館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第三条関係)

一 航空科学資料(規則で定めるものを除く。)の利用のための使用の場合

		区 分		金 額 (一回につき)
個人	高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	一般	三百円	
	一般	五百円		
団体 (二十人以上のものに限る。)	高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒	一般	三百円に人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額	
	一般	五百円に人数を乗じて得た額の十分の八に相当する額		

二 食堂施設又は売店施設の使用の場合

知事が定める額

青い森セントラルパーク条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県条例第二号

青い森セントラルパーク条例

(設置)

第一条 公園を次のとおり設置する。

青 森 県 知 事 木 村 守 男

名	称	位置
青い森セントラルパーク		青森市

(行為の禁止)

第二条 公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件をたい積すること。
- 四 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 五 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 六 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- 七 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- 八 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(行為の制限)

第三条 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- 三 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 四 ロケーションをすること。

2 知事は、前項の規定による許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(監督処分)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、前条第一項の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは公園を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 第二条の規定に違反している者
- 二 前条第二項の規定により付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正の手段により前条第一項の規定による許可を受けた者

(使用料)

第五条 第三条第一項の規定による許可を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(過料)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第二条の規定に違反した者
- 二 第四条の規定による命令に違反した者

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第五条関係）

行 為 の 種 類	金 額
第三条第一項第一号に掲げる行為	一人につき一日 八百九十円
第三条第一項第二号に掲げる行為	営利を目的としないとき 一平方メートルにつき一日 十円
	営利を目的とするとき 一平方メートルにつき一日 百円
第三条第一項第三号に掲げる行為	一人につき一日 三百五十円
第三条第一項第四号に掲げる行為	一日につき 八千十円

備考 使用面積が一平方メートルに満たないとき、又は使用面積に一平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分について

一平方メートルとして計算する。

青森県と畜場法施行条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二号

青森県と畜場法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般と畜場の構造設備)

第二条 と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）第一条第十一号に規定する条例で定める一般と畜場の構造設備は、作業の状況を外部から見通すことができない構造とする。

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、と畜場法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四号

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する登録及び同条第三項に規定する保育士登録証に関する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- 一 児童福祉法第十八条の十八第一項の規定による保育士の登録を受けようとする者
保育士登録申請手数料
四千二百円
- 二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十七条第一項の規定による保育士登録証の書換え交付を受けようとする者
保育士登録証書換え交付手数料
千六百元
- 三 児童福祉法施行令第十八条第一項の規定による保育士登録証の再交付を受けようとする者
保育士登録証再交付手数料
千円

(手数料の不還付)

第三条 既に納入した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成十五年十一月二十九日から施行する。ただし、第二条第一号の規定は、規則で定める日から施行する。

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第五号

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、青森県工業総合研究センター（以下「センター」という。）の使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料の納入)

第二条 センターの別表第一に掲げる機械を使用する者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターに別表第二に掲げる化学分析、試験又はデザインを依頼する者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(使用料及び手数料の納入方法)

第三条 使用料及び手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

(使用料及び手数料の減免)

第四条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

(施行事項)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(青森県工業試験場使用料及び手数料徴収条例及び青森県機械金属技術研究所手数料及び使用料徴収条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 青森県工業試験場使用料及び手数料徴収条例（昭和三十四年四月青森県条例第二十七号）

二 青森県機械金属技術研究所手数料及び使用料徴収条例（昭和三十八年三月青森県条例第二十七号）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により納入すべきであった使用料及び手数料については、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

区		分	金	額
一 醸造機械	小麦しゃほう機	一時間までごとに	百六十円	
	小麦割碎機	一時間までごとに	百円	
	火入装置	一時間までごとに	六百元	
	糸のこ機	一時間までごとに	百円	
	万能昇降盤	一時間までごとに	二百五十円	
	帯のこ盤	一時間までごとに	二百五十円	
	手押かんな盤	一時間までごとに	二百九十円	
	超仕上かんな盤	一時間までごとに	百四十円	
	自動かんな盤	一時間までごとに	二百七十円	
	角のみ盤	一時間までごとに	百十円	
二 漆工機械				

三本ロール機	ジェットクリーナー	スクリーン枠横型乾燥機	写植機	手動曲面印刷機	スクリーンテンショナー	真空吸着焼付機	スクリーン枠乾燥機	磨きろくろ	ハイテンプオープン	吹付塗装装置	丸抜盤	倣いろくろ	木材乾燥機	木工刃物研磨機	ホットプレス
一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに	一時間までごとに
二百十円	百二十円	二百四十円	三百三十円	九十円	百六十円	三百十円	二百三十円	百二十円	六百二十円	六百六十円	二百七十円	三百六十円	九百円	六十円	二百七十円

四 農産食品加工機械	真空巻締機	一時間までごとに	七十円
	ジャム類加工機械	一時間までごとに	千九百五十円
	コロイドミル	一時間までごとに	百二十円
	果汁製造機械	一時間までごとに	四千百円
	焼成炉	一回につき	五千五十円
	電気炉	一回につき	一万千円
	上絵電気炉	一回につき	三千三百円
	真空土練機	一時間までごとに	四百二十円
	ろくろ	一時間までごとに	三十円
	トロンミル	一時間までごとに	百十円
	ポットミル	一時間までごとに	六十円
	フレット	一時間までごとに	六百円
	クラッシャー	一時間までごとに	二百十円
	高周波木材加熱装置	一時間までごとに	七百六十円
三 窯業機械	高速面取盤	一時間までごとに	百二十円
	恒温恒湿装置	一時間までごとに	七百三十円

五 金属材料加工機械	
熱風乾燥装置	一時間までごとに 百七十円
真空冷凍乾燥機	一時間までごとに 四百九十円
全自動真空包装機	一時間までごとに 三百九十円
遠赤外線乾燥機	一時間までごとに 六百七十円
旋盤	一時間までごとに 千九百円
高周波焼入機械	三十分までごとに 四千二百五十円
環気式焼戻電気炉	一時間までごとに 千二百円
立フライス盤	一時間までごとに 二千百円
精密平面研削盤	一時間までごとに 二千四百五十円
高周波溶解炉	三十分までごとに 二千六百五十円
交流溶接機	一時間までごとに 三百円
炭酸ガス半自動溶接機	一時間までごとに 七百円
ミグ溶接機	一時間までごとに 千四百円
イオンプレーティング装置	三十分までごとに 三千三百円
円筒研削盤	一時間までごとに 三千二百円
コンピュータ数値制御旋盤	一時間までごとに 二千三百五十円

六 非金属材料加工機械	光造形装置	一時間までごとに	四千八百五十円
	熔融粘度測定装置	一時間までごとに	二千六百五十円
	高精度研磨盤	一時間までごとに	千五百円
	超微細放電加工機	一時間までごとに	四千七百元
	超精密平面研削盤	一時間までごとに	三千四百円
	真空誘導溶解炉	三十分までごとに	七千三百円
	真空焼入炉	三十分までごとに	三千円
	粉体プラズマ肉盛溶接装置	三十分までごとに	四千二百五十円
	超低温恒温恒湿器	一時間までごとに	七百元
	流動層熱処理炉	一時間までごとに	二千五百五十円
	薄膜エックス線回折装置	一時間までごとに	千八百円
	ヤグレーザ加工装置	三十分までごとに	四千百五十円
	ティグ溶接機	一時間までごとに	九百五十円
	蛍光エックス線微小部膜厚計	一時間までごとに	二千二百円
ワイヤ放電加工機	一時間までごとに	三千七百元	
浸漬複合腐食試験機	一時間までごとに	八百二十円	

別表第二（第二条関係）

		区		分		金		額		
二 試 験	一 化 学 分 析	無機分析 （高周波 プラズマ 発光分析 装置によ るものを 除く。）	高周波プラズマ発光分析装置による分析	有機分析（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。）	排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）	分光光度計による分析	水素イオン濃度測定	金属材料の分析	一件につき一成分ごとに	千九百五十円
								鉍石類の分析（分光光度計によるものを除く。）	一件につき一成分ごとに	二千四百円
二 試 験	飲 食 物 試 験	除く。）	高周波プラズマ発光分析装置による分析	有機分析（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。）	排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）	分光光度計による分析	水素イオン濃度測定	金属材料の分析	一件につき一成分ごとに	千九百五十円
								鉍石類の分析（分光光度計によるものを除く。）	一件につき一成分ごとに	二千四百円
								金属材料の分析	一件につき一成分ごとに	千九百五十円
								鉍石類の分析（分光光度計によるものを除く。）	一件につき一成分ごとに	二千四百円
								排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）	一件につき一成分ごとに	千九百円
								分光光度計による分析	一件につき一成分ごとに	千八百二十円
								水素イオン濃度測定	一件につき	千八百二十円
								有機分析（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。）	一件につき一成分又は一項目ごとに	千八百五十円
								高周波プラズマ発光分析装置による分析	一件につき一成分ごとに	二千六百八十円
								水素イオン濃度測定	一件につき	三百十円
比重測定	一件につき	三百十円								
酸度測定	一件につき	五百三十円								
糖度測定	一件につき	三百十円								
微生物試験	一件につき一項目ごとに	二千六百四十円								
その他の試験	一件につき一成分又は一項目ごとに	千十円								
窯業試験	材質試験	一件につき	千七百九十円							

骨材試験															
重液試験	粘土塊量試験	すり減り試験	安定性試験	軟石量試験	有機不純物試験	洗い試験	単位容積質量試験	ふるい分け試験	比重吸水率試験	エックス線回折試験	粒度分析	高温顕微鏡試験	示差熱分析	曲げ強度試験	耐火度試験
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
千八百六十円	八百九十円	千九百八十円	一万六千三百円	八百八十円	九百十円	九百二十円	八百五十円	千七百九十円	千六百五十円	二千二百円	三千四百円	三千七百円	三千九百二十円	六百三十円	四千五百三十円

金属材料												
物理試験												
強度試験												
衝撃試験												
抗折試験												
ブリネル硬度試験機による試験												
ロックウェル硬度試験機による試験												
シヨア硬度試験機による試験												
ビッカース硬度試験機による試験												
軽荷重微小硬度試験機による試験												
精密測定試験												
表面粗さ測定機による試験												
真円度測定機による試験												
蛍光エックス線微小部膜厚計による試験												
三次元座標測定機による試験												
精密万能試験機による試験												
測長機による試験												
非接触表面微細形状計測装置による試験												
赤外線熱画像計測装置による試験												
レーザ干渉計による試験												
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
千二百五十円	千五百五十円	千五百五十円	千六百円	三千二百五十円	六百円	千五十円	千二百円	五百五十円	千三百五十円	千四百円	九百円	九百円
												千四百五十円
												(試験片の作成を要する場合にあっては、四千五百円)

三 その他の化学分析又は試験	砂試験							探傷試験		組織試験	
	比重試験	耐火度試験	物理試験					エックス線テレビ検査装置による試験	エックス線装置による試験		磁気探傷機による試験
			粒度試験	粘土分試験	付着力試験	強度試験	通気度試験				
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき
	五千二百五十円を超えない範囲内で知事とその都度定める額	三十二百五十円	四千五百五十円	二千五百五十円	二千五百五十円	千五百五十円	二千九百円	四十六百円に撮影に要するエックス線工業用フィルムの枚数を乗じて得た額	二千二百円		四十二百円
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		

四 デザイン

一件につき

五千二百円以上三万九千八百円以下の範囲内で知事がその都度定める額

青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六号

青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、青森県農林総合研究センター（以下「センター」という。）の使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料の納入)

第二条 センターの別表第一に掲げる木工機械を使用する者は、同表に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターに別表第二に掲げる精液注入、分析等、肉用牛人工授精用精液の採取及び凍結処理（以下「凍結精液製造」という。）、木材加工又は試験を依頼する者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(使用料及び手数料の納入方法)

第三条 使用料及び手数料（凍結精液製造の手数料を除く。）の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

2 凍結精液製造の手数料は、前納しなければならない。

(使用料及び手数料の減免)

第四条 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

(手数料の不還付)

第五条 既に納入した手数料は、還付しない。ただし、凍結精液製造の手数料については、凍結精液製造に係る期間中に当該牛が死亡した場合その他規則で定める場合は、その全部又は一部を還付する。

(施行事項)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(青森県畜産試験場手数料徴収条例の廃止)

2 青森県畜産試験場手数料徴収条例(昭和三十八年三月青森県条例第二十六号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の青森県畜産試験場手数料徴収条例の規定により納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

別表第一(第二条関係)

区 分	金 額 (三十分までごとに)
一 板横切丸のこ盤	四百十円
二 万能丸のこ盤	二百四十円
三 帯のこ盤	四百七十円
四 リップソー	四百六十円
五 糸のこ機	五十円
六 手押かんな盤	四百十円
七 自動一面かんな盤	七百六十円
八 超仕上かんな盤	二千百三十円
九 円盤切削機	二千九十円
十 角のみ盤	百七十円
十一 二軸ボーリングマシン	百七十円
十二 木工倣旋盤	四百円
十三 木工ろくろ	三百二十円
十四 だぼ製造機	五百十円
十五 ほぞ取盤	六百二十円
十六 ダブテールマシン	六百四十円

十七	コーナーロッキングマシン	七百二十円
十八	無段変速縦軸盤	六百六十円
十九	ルーターマシン	七百三十円
二十	木工用サンドブラスト	三百三十円
二十一	ベルトサンダー	三百十円
二十二	フラッシュプレス	二百八十円
二十三	ホットプレス	千二百円
二十四	エアーコンプレッサー	百三十円
二十五	赤外線乾燥装置	百七十円
二十六	ベンチュリーブース	五百五十円
二十七	真空焼付装置	六百五十円
二十八	精密自動刃物研削盤	三百二十円
二十九	万能木工刃物研削盤	百三十円
三十	家具強度試験機	千九百七十円
三十一	収納家具強度試験機	八百四十円
三十二	接合機構試験機	九百六十円

三十三	木材万能試験機	千四百円
三十四	木材乾燥試験機	七百六十円
三十五	真空定温乾燥機	三百四十円
三十六	表面摩耗精密測定装置	四百円
三十七	平衡測定定盤	八十円
三十八	剛性度測定器	百八十円
三十九	万能投影器	三百五十円
四十	自動恒温器	百二十円
四十一	直示天びん	七十円
四十二	デジタル変角光沢計	百六十円
四十三	ペーパーメーカー	四十円
四十四	自動丸棒削機	三百十円
四十五	丸棒研磨機	二百八十円
四十六	パネルソー	四百八十円
四十七	エヌシールター	二千百四十円
四十八	建具自動組立機	百六十円

四十九 エヌシーボーリングマシン

四百八十円

別表第二(第二条関係)

区		分		金額	
一	精液注入	一回につき	昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号(農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件)一の表の子宮内薬剤注入のB種により算定した額	七百五十円	七百五十円
二	分析等	一件につき	粗脂肪分析	一件につき	四百七十円
	牛乳及び乳製品 品の分析等	一件につき	粗たん白質分析	一件につき	二百五十円
		一件につき	粗灰分分析	一件につき	二百七十円
		一件につき	無機成分分析	一件につき	四百九十円
		一件につき	比重測定	一件につき	四百五十円
		一件につき	酸度測定	一件につき	千二百九十円
		一件につき	無脂固型分析	一件につき	四百八十円
		一件につき	アルコール検定	一件につき	四百八十円

土壌の分析等		飼料栽培地の		飼料の分析等										肉類及び肉加工品の分析等			
全窒素分析	無機成分分析	サイレージの水素イオン濃度測定	サイレージの有機酸組成分析	無機成分分析	粗脂肪、粗たん白質、粗灰分及び粗繊維の分析並びに水分及び可溶性無窒素物の測定	水分測定	粗繊維分析	粗灰分分析	粗たん白質分析	粗脂肪分析	水分測定	無機成分分析	粗灰分分析	粗たん白質分析	粗脂肪分析	粗たん白質分析	粗脂肪分析
一件につき	一件につき一成分ごとに	一件につき	一件につき	一件につき一成分ごとに	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき一成分ごとに	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二千二百四十円	二千二百七十円	七百二十円	二千四百三十円	二千二百七十円	一万八百元	千七百十円	五千三百七十円	二千七百九十円	三千二百九十円	四千二百三十円	千三十円	二千八十円	二千百十円	二千四百円	三千十円		

		五 試 験					三 肉用牛人工授精用精液の採取及び凍結処理			
木材材料試験		塗膜試験					四 木 材 加 工			
接着力試験	木材強度試験	促進耐候光試験	測色色差測定	はく離試験	衝撃試験	塗膜硬度試験		腐植測定		
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	水素イオン濃度測定	一件につき	
四千六百三十円	四千六百三十円	四千七百円	二千九百十円	二千五十円	三百九十円	七百八十円	三千百五十円以上五万二千五百円以下の範囲内で知事がその都 度定める額	置換酸度、りん酸吸収係数、炭酸カルシウ ム所要量の測定	一件につき一項目ごとに 千百十円	
							一本につき	腐植測定	一件につき	
							四百八十円		二千二百三十円	

青森県遊漁船業者登録申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第七号

青森県遊漁船業者登録申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による遊漁船業者の登録及び同条第二項の規定による遊漁船業者の登録の更新の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

- | | | | |
|---|-----------------------------------|----------------|-------|
| 一 | 法第三条第一項の規定による遊漁船業者の登録を受けようとする者 | 遊漁船業者登録申請手数料 | 一万五千元 |
| 二 | 法第三条第二項の規定による遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者 | 遊漁船業者登録更新申請手数料 | 一万二千元 |

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第八号

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条第一項の規定に基づき、砂防指定地（同法第二条の規定により指定された土地をいう。以下同じ。）における行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第二条 砂防指定地において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 土石（砂を含む。）の採取、たい積又は投棄
- 三 竹木の伐採又は栽植
- 四 樹根又は芝草の採取
- 五 施設又は工作物の新築、改築又は除却
- 六 火入れ

(許可の特例)

第三条 国又は地方公共団体が砂防指定地において前条各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもちて足りる。

(標識の設置)

第四条 第二条の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可を受けている旨の標識を設置しなければならない。

(届出)

第五条 砂防指定地において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に届け出なければならない。

- 一 竹木の滑り下ろし又は地引きによる搬出
- 二 牛馬その他の家畜の継続的な放牧又は係留

(施行事項)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第七条 第一条の規定に違反して砂防指定地において同条各号のいずれかに該当する行為をした者は、一年以下の禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした青森県砂防指定地管理規則（昭和四十三年三月青森県規則第二十四号）の規定による処分、届出その他の行為は、こ

の条例の相当規定によってした処分、届出その他の行為とみなす。

青森県都市計画法施行条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第九号

青森県都市計画法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市街化調整区域に係る開発区域の面積)

第二条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十一条ただし書に規定する条例で定める開発区域の面積は、次の表の上欄に掲げる

区域内において行われる同表の中欄に掲げる目的又は種別の開発行為に限り、同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 域	目 的 又 は 種 別	面 積
弘前広域都市計画区域（弘前市の区域を除く。） 及び八戸都市計画区域（八戸市の区域を除く。）	主として住宅の建築の用に供する目的で行われる開発行為 主として住宅以外の建築物の建築又は法第四条第十一項に規定する第一 種特定工作物の建設の用に供する目的で行われる開発行為で、国又は地 方公共団体の策定する計画に基づいて行われるもの	五ヘクタール 五ヘクタール

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第十号

青森県部設置条例の一部を改正する条例

青森県部設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商工観光労働部」を「商工労働部
文化観光部」に改める。

第二条第三号中「及び国際交流」を削り、同条第五号中「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「工業及び観光」を「及び工業」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 文化観光部

(一) 観光に関する事項

(二) 国際交流に関する事項

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第十一号

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条」に、「第十四条」を「第十三条」に、「第十五条」を「第十四条」に改める。

第七条第三項中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第九条第一項中「青森県農業試験場病害虫防除室」を「青森県農林総合研究センター病害虫防除室」に、「青森県畑作園芸試験場病害虫防除室」を

「青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室」に改める。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、第三章中第十四条を第十三条とし、第四章中第十五条を第十四条とする。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県農業試験場病害虫防除室	青森県農林総合研究センター病害虫防除室
青森県畑作園芸試験場病害虫防除室	青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室

3 施行日前において、青森県計量検定所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、知事が行った行政処分その他の行為又は知事に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第十二号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「十一人」を「十人」に改める。

別表第一青森県農村地域工業等導入促進対策審議会の項中「五 県の職員」を削り、「二十人」を「十七人」に改め、同表青森県総合開発審議会の

項中「二 県の職員」を削り、同表青森県立病院運営審議会の項中「三 県の職員」を削り、「十四人」を「十三人」に改め、同表青森県地方薬事審議会の項中「三 県の職員」を削り、「十五人」を「十四人」に改め、同表青森県水産振興審議会の項中「一 学識経験を有する者」を「学識経験を有する者」に改め、「二十人」を「十九人」に改め、同表青森県中小企業振興審議会の項中「一 学識経験を有する者」を「学識経験を有する者」に改め、「二十人」を「十九人」に改め、同表青森県文化観光審議会の項中「六 県の職員」を削り、「三十人」を「二十九人」に改め、同表青森県屋外広告物審議会の項中「五 県の職員」を削り、「十五人」を「十二人」に改め、同表青森県むつ小川原開発審議会の項中「五 県の職員」を削り、「六十人」を「三十人」に改める。

別表第二青森県障害者施策推進協議会の項中「五 県の職員」を削り、「二十人」を「十六人」に改め、同表青森県自然環境保全審議会の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法」を「温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）」に改め、「六 県の職員」を削り、「三十三人」を「三十一人」に改め、同表青森県准看護師試験委員の項中「一 学識経験を有する者」を「学識経験を有する者」に改め、「二十四人」を「二十人」に改め、同表青森県環境審議会の項中「五 県の職員」を削り、「三十三人」を「三十二人」に改め、同表青森港地方港湾審議会の項を次のように改める。

青森県地方港湾審議会	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の第三項の規定により重要港湾に係る港湾計画の策定及び変更について並びに同法第四十三条の五第二項の規定により重要港湾に係る	会長 副会長 委員	一 県議会の議員 二 市町村長 三 国の地方行政機関の職員 四 利用者代表 五 学識経験を有す	二十人以内	二年	委員の互選
------------	--	-----------------	---	-------	----	-------

	<p>港湾環境整備負担金の徴収について意見の答申をし、並びに知事の諮問に応じ重要港湾に関する重要事項を調査審議すること。</p>		<p>る者</p>			
--	--	--	-----------	--	--	--

別表第二八戸港地方港湾審議会の項及びむつ小川原港地方港湾審議会の項を削る。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二青森県自然環境保全審議会の項の改正規定（「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法」を「温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に改める部分に限る。）は、同月十六日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第十二号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第十一条までを一条ずつ繰り上げ、第十二条の前に次の一条を加える。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務)

第十一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）及び鳥獣保護法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村が処理することとする。

一 鳥獣保護法第九条第一項の規定による鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止の目的による鳥獣（ダイサギ、トビ、ドバト及びサル、狩猟鳥獣並びに飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣に限る。）の捕獲等の許可並びに当該許可に係る同条第七項の規定による許可証の交付、同条第八項の規定による従事者証の交付、同条第九項の規定による許可証及び従事者証の再交付、同条第十一項の規定による許可証及び従事者証の返納並びに同条第十二項の規定による捕獲等の結果の報告に関すること。

二 前号に掲げる事務に係る鳥獣保護法第十条第一項の規定による違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令及び同条第二項の規定による許可の取消しに関すること。

三 鳥獣保護法第十九条第一項の規定による対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養の登録、同条第三項の規定による登録票の交付及び同条第六項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付に関すること。

四 鳥獣保護法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受け及び引受けの届出の受理に関すること。

五 鳥獣保護法第二十一条第一項の規定による登録票の返納に関すること。

六 鳥獣保護法第二十二条第一項の規定による違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令及び同条第二項の規定による登録の取消しに関すること。

七 鳥獣保護法第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵に限る。）の販売の許可並びに当該許可に係る同条第五項の規定による販売許可証の交付、同条第六項の規定による販売許可証の再交付及び同条第八項の規定による販売許可証の返納に関すること。

八 前号に掲げる事務に係る鳥獣保護法第二十四条第九項の規定による違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令及び同条第十項の規定による許可の取消しに関する事。

九 前各号に掲げる事務に係る鳥獣保護法第七十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による立入検査に関する事。

十 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「鳥獣保護法施行規則」という。）第七条第十項に規定する許可証（第一号に規定する許可に係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る変更の届出の受理、同条第十一項に規定する従事者証（第一号に規定する許可に係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る変更の届出の受理、同条第十二項に規定する許可証の亡失の届出の受理及び同条第十三項に規定する従事者証の亡失の届出の受理に関する事。

十一 鳥獣保護法施行規則第二十条第五項に規定する登録票に係る変更の届出の受理及び同条第六項に規定する登録票の亡失の届出の受理に関する事。

十二 鳥獣保護法施行規則第二十四条第五項に規定する販売許可証（第七号に規定する許可に係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る変更の届出の受理及び同条第六項に規定する販売許可証の亡失の届出の受理に関する事。

第二十二条を次のように改める。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく事務）

第二十二條 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前的高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による指示並びに同条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務で、青森市、弘前市及び八戸市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第十一条までを一条ずつ繰り上げ、第十二条の前に一条を加える改正規定は、同月十六日から施行する。

2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）附則第二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前的高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号。以下「改正前的高齢者等円滑利用建築促進法」という。）第五条第三項の規定による認定、同条第五項（改正前的高齢者等円滑利用建築促進法第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び改正前的高齢者等円滑利用建築促進法第六条第一項の規定による変更の認定に関する事務で改正前の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第二十二条第二号及び第三号に掲げるものについては、なお従前の例による。

職員給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第十四号

職員給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の三の二中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「農業試験場」を「農林総合研究センター」に改める。

第十二条の五中「畜産試験場」を「農林総合研究センター」に改める。

第十六条の三中「水産試験場又は水産増殖センター」を「又は水産総合研究センター」に改める。

第十七条の六中「環境保健センター」の下に「原子力センター」を加える。

第十七条の十三を次のように改める。

第十七条の十三 機械金属等試験作業手当は、工業総合研究センターに勤務する職員が、電気炉による溶解作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。

第十七条の十九中「農業試験場又は畑作園芸試験場」を「農林総合研究センター」に改める。

第十七条の二十五中「産業技術開発センター」を「工業総合研究センター」に改める。

第十七条の三十九中「本庁原子力安全対策課に勤務する職員又は環境保健センター」の下に「若しくは原子力センター」を加える。

第十七条の四十三中「水産試験場」を「水産総合研究センター」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十七条の四十七中「農業試験場」を「農林総合研究センター」に改める。

第十九条第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 看守護送手当

第十九条第一項に次の一号を加える。

二十二 用地買収交渉等手当

第十九条第二項中「第六号」を「第五号」に、「同項第七号」を「同項第六号の手当は、被疑者及び被告人等の看守又は護送の作業に従事する場合に、同項第七号」に、「第五号」を「第四号」に、「支給する」を「同項第二十二号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が用地買収に係る交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（用地買収に係る交渉に該当するものを除く。）の業務（国、地方公共団体その他人事委員会の定めるものとの交渉の業務を除く。）に従事した場合に支給する」に改め、同条第三項の表第三号の手当の項中「六千円」を「一万七千七百円」に改め、同表第四号の手当の項中「一万七千七百円」を「一万三百円」に改め、同表第五号の手当の項中「九千五百円」を「七千五百円」に改め、同表第六号の手

当の項中「勤務一月につき 七千円」を「勤務一日につき 二百四十円」に改め、同表に次のように加える。

第二十二号の手当	勤務一日につき 六百五十円
----------	---------------

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第十六号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号八中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を加える。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。